

特定遊興飲食店営業許可申請に必要な書類（原則）

★ お渡しする申請書の他に、次の書類を用意して下さい。

1 営業を営もうとする者

(1) 個人の場合（「④の用紙」は、お渡しした書類に含まれています。）

- ① 住民票の写し **【本籍（外国人にあっては、国籍等）が記載されているもの。】**
- ② 準禁治産者・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明書（本籍地の市区町村長が発行する身分証明書）※ 外国人にあっては不要。
- ③ 欠格事由（法31条の23において準用する法第4条第1項第1号から第10号）に該当しない旨を誓約する書面

(2) 法人の場合（「②イの用紙」は、お渡しした書類に含まれています。）

- ① 定款及び登記事項証明書
 - ② 役員全員に係る次の書類
 - ア 1 (1) ①から③までに掲げる書面
 - イ 欠格事由（法31条の23において準用する法第4条第1項第1号から第9号）に該当しない旨を誓約する書面
- ※ 「連名記載の誓約書」、「個々記載の誓約書」のどちらでも可。

2 管理者

（「個人の申請者又は法人の場合における役員」が管理者を兼ねる場合は、①に掲げる書面は不要。②の用紙は、お渡しした書類に含まれています。）

- ① 1 (1) ①から③までに掲げる書面
- ② 誓約書（管理者用）
- ③ 写真2枚（縦3cm、横2.4cm上三分身が写っているもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記載しておいてください。）

3 営業関係

（①の用紙は、お渡しした書類に含まれています。）

- ① 営業の方法を記載した書類
 - ② 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類
 - ア 営業所に係る登記簿謄本又は登記事項証明書
 - イ 賃貸借契約書の写し又は賃貸人の使用承諾書等
- ※ ア及びイの両方ともが必要（建物の所有者及び建物を借りる者を確認するためありますが、もし、申請者が「建物を借りている者以外の者」である場合には、別途建物所有者作成の承諾書等が必要となります。）
- ③ 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図

4 飲食店営業許可関係

「飲食店営業許可証」を提示（又は「当該許可証の写し」を提出）。

※ 申請中等により未だ許可証の交付に至っていない場合は、「申請手数料に係る領収書（又は、申請書提出が疎明されるものがあれば当該書面）」を提示してください。

5 申請手数料

24,000円分の徳島県収入証紙（阿波銀行・徳島大正銀行等で販売）

※ 公的機関作成の提出書面は、原則、「発行後3ヶ月以内のもの」を提出してください。

注 意 事 項

- 1 添付書類は、原本1通（ただし、賃貸契約書を提出する場合にあっては、その写し）の提出で結構です。
- 2 全ての添付書類を整え、かつ、申請書の所定の記載欄に必要事項を記載した上で来課してください。
- 3 申請書の記載にあたっては、必ず、黒又は青のボールペン等（鉛筆は駄目）で記載するとともに、記載誤りがあった場合でも、砂消しゴム又は修正液等で消したりせず、必ず、誤記部分を抹消線で消し、誤記部分の上部等直近の余白に正しい事項を記載してください。
- 4 申請書の受付時間は、平日（「祝日、土曜日及び日曜日」以外の日）の午前9時00分から午後4時00分までの間です（極力、正午から午後1時までの間は避けてください。）。

なお、申請書を提出する場合において、やむを得ず、代理人に申請書の提出を委任する場合は、必ず、「申請者作成の委任状」及び「委任を受けた者の身分を証明するもの」を当該代理人に持参させてください（申請書受理の際、担当者から当該申請に係る営業に関し、いろいろと確認等する事項があるので、極力、申請者自身も来課するようにしてください。）。

※ 「提出する申請書等一式（申請書及び添付書類）」にあっては、後の何らかの変更に係る事務手続き等の際に、「申請当時の内容（従前の営業所の構造・設備の状態等を含む。）」を疎明する書類となり、変更等内容如何によっては、当時の内容が必要となる場合があるので、必ず、申請書を提出する前に「当該申請書等一式」について「コピー」をとり、申請者において大切に保管するように努めてください。